

2025年4月9日

株主各位

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1  
JUKI株式会社  
代表取締役社長 成川 敦

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年3月25日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1.	処分株式の種類及び数	普通株式 110,411株
2.	払込金額	1株につき金445円 ※ 2025年3月24日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値
3.	現物出資財産の内容及び価額	2025年3月25日開催の当社の取締役会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）3名、当社の役付執行役員3名及び当社のエグゼクティブオフィサー17名に付与される、当社に対する金銭債権合計金45,845,680円（処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は金445円）。 2025年4月15日開催の当社子会社JUKIオートメーションシステムズ株式会社（以下JAS(株)）の取締役会の決議に基づき、JAS(株)のエグゼクティブオフィサー1名及びコーポレートオフィサー2名に付与される、当社子会社に対する金銭債権合計金2,447,500円（処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は金445円）。 2025年4月17日開催の当社子会社JUKIテクノソリューションズ株式会社（以下JTS(株)）の取締役会の決議に基づき、JTS(株)のコーポレートオフィサー1名に付与される、当社子会社に対する金銭債権合計金839,715円（処分する株式1株につき出資される金銭債権の額は金445円）。
4.	処分期日	2025年4月24日

以上